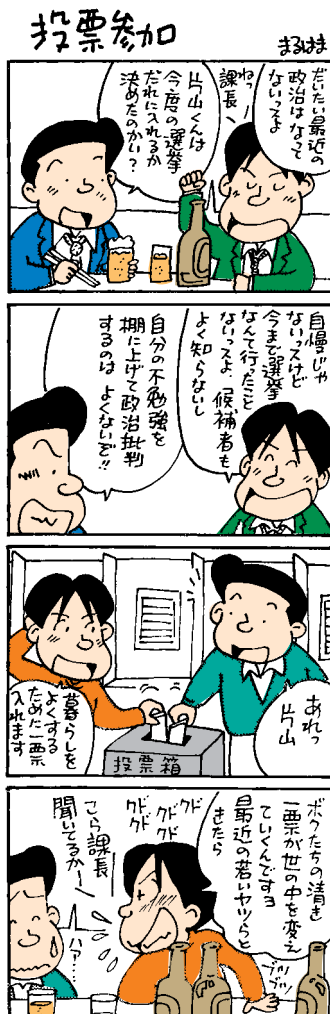


解答だよ。



【 解 答 】

- A1. 原則として午前7時から午後8時まで投票
できます。
- A2. 告示（公示）日の翌日から投票日の前日ま
での間、期日前投票ができます。
- A3. できません。ただし、投票日に最初に投票
する人は、投票箱の中に何も入っていない
ことを確認します。
- A4. 禁止されており、罰則の適用があります。
- A5. できません。また、政治家を威迫して寄附
を求めた場合は、町内会の役員が処罰され
ます。
- A6. できません。ただし、答礼のための自筆に
よるものは認められます。
- A7. 禁止されており、罰則の適用があります。
- A8. できます。電話による選挙運動は誰でも自
由に行うことができます。
- A9. できません。選挙運動に関し、飲食物を提
供することは、湯茶およびお茶受け程度の
菓子を除き、禁止されています。
- A10. 禁止されており、罰則の適用があります。



ひとくちメモ「三ない運動」

「三ない」とは「贈らない、求めない、受け取らない」ということです。つまり「三ない運動」とは、公職選挙法の寄附禁止の規定によって禁止されている行為をしないようにしようという運動です。